

フランスの地方自治体による水分野の国際協力について

パリ事務所

パリ事務所では、フランスの地方自治体による国際協力についての調査を行いましたので、その概要について報告いたします。

○自治体は国際協力の重要な担い手

国際協力は、二国間支援や、ODA を通じた支援、またテーマに対応した NGO の活動が一般的で、地方自治体が直接的に事業展開する機会は非常に限られているとお考えの方もいらっしゃると思いますが、国際的には必ずしもそうではありません。フランスにおいては、地方自治体が直接的に国際協力を実施できる制度が存在し、必要な財源も法律により担保されています。

○制度の息吹

フランスの地方自治体の国際協力については、1992 年 2 月 6 日に成立した自治行政に関する法律¹がその始まりです。これは、フランスの地方自治体（広域行政組織を含む）と支援先である海外の地方自治体とが協定を結ぶことにより、地方自治体の普通会計の予算を国際協用に充てることのできるというものです。しかしながら、法的に地方自治体の権限が不安定であったり、活動に制約があったりと運用面においては色々と課題が多いものでした。

○制度の発展「ウダン (Oudin) 法」

そのような中、ミレニアム開発目標の達成に向かって、フランスが水分野に特化した国際協力を推進するために、必要な法改正が行われました。それが 2003 年 11 月に Jacques Oudin 上院議員から提出され、2005 年 2 月 9 日に可決・施行された「ウダン (Oudin) 法」²です。

ウダン法の登場により、今まで使用が認められていなかった特別会計である水分野の予算について、その予算額の 1% を上限として国際協用に充てることが可能になりました。また、途上国の自治体と協定を結ぶ場合のみならず、緊急に支援が必要な場合や国際連帯のために必要な場合にも国際協力として水分野の支援を行うことが可能になりました。さ

¹ 仏語名 Loi n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République
参考リンク <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006078688>

² 仏語名 Loi n°2006-1537 du 7 décembre 2006 relative au secteur de l'énergie
参考リンク <http://legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000462914>

らに、対象については、途上国の自治体のみならず、今まで認められていなかった官選のトップや分権が進んでいない地方団体³に対しても援助が認められ、支援の対象範囲が広がったという点も画期的なことでした。

○制度の更なる発展「ティオリエール (Thiollière) 法」

そして、2004 年に起きたスマトラ沖地震災害への支援が契機となり、2007 年 2 月にティオリエール法⁴という法律が成立しました。この法律により、フランスの地方自治体にも国際協力について一部権限が認められることとなり、ウダン法による特別会計とは別に、財源が普通会計からも支出することが可能となりました。(特別会計について 1% の上限があることはウダン法の成立時から変化はありません)。また、対象となる地方団体について、ウダン法の考えを引き継ぎ、官選のトップや分権が進んでいない地方団体をも含めた広範囲の途上国の地方団体に支援を行うことが可能となりました。したがって、ティオリエール法施行後には、普通会計の予算は、ウダン法による特別会計の支出に上乗せして支出することも可能となり、支援の幅が飛躍的に広がりました。

図表 1 フランスにおける国際協力関係法の変遷とその概要

法律名	成立年	契機	金額	対象	ケース
1992 年法	1992 年	国際交流の高まり	予算の普通会計のみ	途上国の地方自治体とその関係組織	協定締結時の場合のみ
ウダン法	2005 年	ミレニアム目標	水部門の特別会計の 1% の範囲内	途上国の地方団体とその関係組織	協定締結時、緊急時、国際連帯の必要時
ティオリエール法	2007 年	スマトラ沖地震	普通会計からも追加支出が可能	途上国の地方団体とその関係組織	協定締結時、緊急時

○地方自治体のパートナーについて（仏外務省、仏援助庁、仏民間団体）

もちろん、地方自治体だけが独自に国際協力の取組みをしている訳ではありません。地

³ 支援先として選挙で選ばれた首長がない点を踏まえ、ここでは「地方団体」として、地方自治体と区別している。

⁴ 仏語名 Loi n° 2007-147 du 2 février 2007 relative à l'action extérieure des collectivités territoriales et de leurs groupements
参考リンク

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7EAEB3799EEC602DEBB88B8020518475.tpdjo08v_1?cidTexte=JORFTEXT000000820338&dateTexte=

方自治体以外の様々なセクターが各々の特徴と強みを持ち寄って、国際協力を展開していることも注目すべき点です。国の関係省庁としてはフランス外務省地方自治体国際活動局 (Délégation pour l'action extérieure des collectivités territoriales(DAECT)、以下「仏外務省」という。) が担当し、外部団体としてはフランス援助庁(Agence Française de Développement、以下「仏援助庁」という。)があります。仏外務省の役割としては、国際協力プロジェクトの企画や、地方自治体等への参加募集を行い、また仏援助庁はさらに実務的な支援、例えば、プロジェクトに対する出資を行い、また技術支援やコンサルティングを行っています。そして、国家分権型協力全国委員会(Commission nationale de la coopération décentralisée (CNCD))⁵という組織があり、仏外務省の募集するプロジェクトの前段階で地方自治体と国の調整、国際交流や国際協力に関係する情報集積、情報提供等を行っています。地方自治体は、こうした国の機関と協力しながら自らが行う国際協力の方法を計画しています。

これに対して、国以外の機関として民間セクターの役割にも注目すべきです。具体的には、民間セクター（主としてヴェオリア、スエズといった大手水企業を念頭においている）については、地方自治体に対してノウハウを提供することが主な役割となっています。その例の1つとして、まずコンサルタント会社が挙げられます。これは、地方自治体が行うプロジェクトについて契約を交わし、必要な情報を調査して提供するものです。また、大手の水道会社はそれぞれ、国際協力を実施する独自の団体を有しており、これは自主財源にて運営されています。これは非常にボランティアの側面が強いのですが、国や地方自治体から情報提供のあった国際協力事業に対して、自社の社員を派遣し、技術指導等のノウハウを提供しています。

図表2 フランスにおける国際協力の関係セクターとその取組

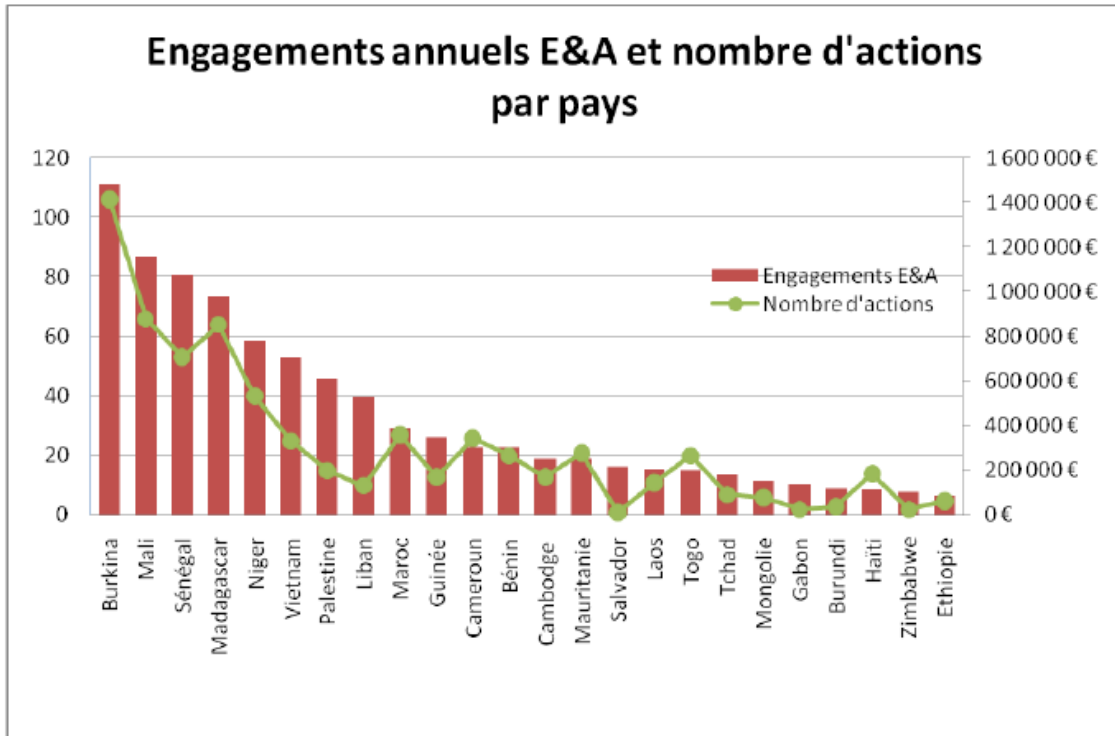
機関名	取組内容
仏外務省	自治体との連携、プロジェクトの立ち上げなど
仏援助庁	自治体との連携、プロジェクトの立ち上げ、技術支援、コンサルティングなど
国家分権型協力全国委員会	自治体と政府間の調整、自治体への助言及びコンサルティング、国際協力、国際交流の情報集積、情報提供
民間企業	民間出資の財団設立・運営、技術支援など

⁵ 仏自治体の代表者（州、県、コミューン全てを包括する）と各省庁の大臣からなる委員会、首相が代表を務める。国際交流及び国際協力における自治体と国のプラットフォームの役割を担っている。

○支援先の傾向

図表3のグラフでもわかるように、国際協力の支援先の大半は、フランスの旧植民地です。ブルキナファソ、マリ、セネガルなどの上位アフリカ3ヶ国はもちろんのこと、ベトナムなどアジアの国も該当しています。以下に具体的に協力事業の事例を紹介します。

図表3 上水道分野協力の国別実績のグラフ



(出典 Etude réalisée par Vincent Dussaux & Céline Noblot(ps-Eau))

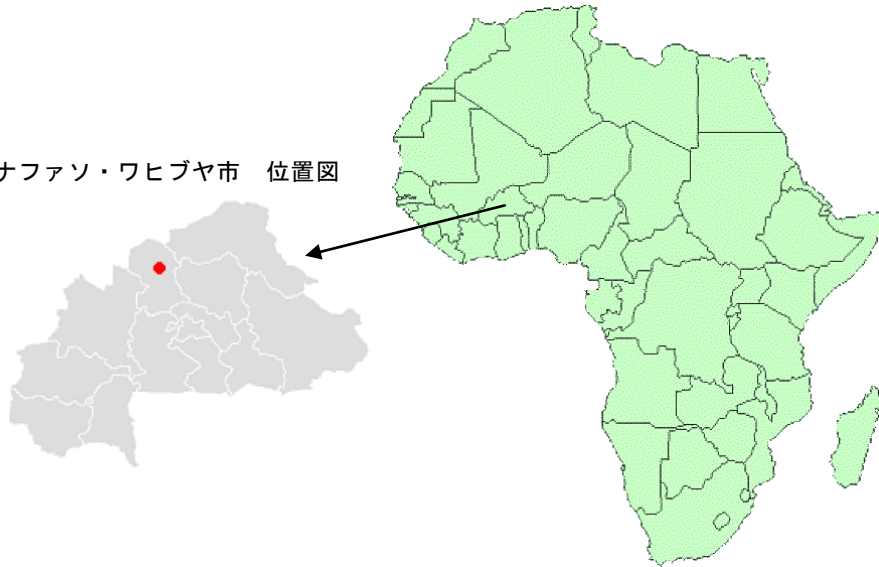
○シャンベリー市 ブルキナファソの地方村落部に対する給水支援

最初に紹介するのは、シャンベリー市の姉妹都市であるブルキナファソの地方都市ワヒブヤへの協力事例です。ワヒブヤ内に37ある村落のうち25の村落が水アクセスの改善を行っており、1991年から広範囲に及び協力事業を展開しています。水道は手組ポンプと電気ポンプの2種類がありますが、地下100メートルから水をくみ上げるためには、どちらのタイプも必要になります。また、ワヒブヤへの協力事業は、水アクセスの改善だけではなく、都市開発や保健も対象としており、多面的な支援となっているところが特徴的です。シャンベリー市は、この協力事業について70万ユーロほどの支出を行っております。



シャンベリー市 位置図

ブルキナファソ・ワヒブヤ市 位置図



○ヴァル・ド・マルヌ県 ベトナムの市町村に対する都市水道協力

2006 年にベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）・イエンバイ省との既存の協力協定内容を拡充し、包括的な上下水道協力プロジェクトを実施しています。また、下水道事業組合の技術員を動員し、一定の技術・資金レベルが要求される複合型の協力案件に対応しています。この事例では、既存の協力事業を持続発展させながら、上下水道を共に包括契約という形で面的にインフラ整備を支援していることと、自らの強み（高い下水道技術）を活かしながら実施していることが特徴です。また、ヴァル・ド・マルヌ県の位置するイル・ド・フランス州もベトナムに対しては積極的な援助を行っており、特にハノイに対しては 20 年間もの息の長い協力を継続しています。



ヴァル・ド・マルヌ県 位置図



イエンバイ省 位置図

○まとめ

近年、フランスにおける国際協力事業については、地方自治体の予算額が増加傾向にあるのに対して、政府による二国間援助は 2008 年を頂点として下降傾向にあります。このことから、地方自治体が上記の法的枠組みを利用し、協力先のニーズにあった効果的な事業を展開できているということと、国際協力の担い手として、地方の役割が年々大きくなっていることが読み取ることができます。

今後、地方自治体が国際協力についてイニシアティブを発揮するという点と、シャンベリー市の事例にも見られるような都市間交流の新たな形態として位置づけられるという点は、これからの日本にとっても大変参考になる取組みであると思われます。

引き続き、制度の運用状況や各自治体の取組について調べていきたいと思えます。

(原田所長補佐 群馬県富岡市派遣)

